寄附金の残余財産価額不算入、所得税額の控除、みなし 配当金額の一部の控除及び防災建築街区造成組合が払い □ トナ地等の残余財産価額不算入に関する明細書

法人名

庆した土地寺の浅末別庄	叫 戗1`异	ハー	町と の記言	百					
		I	寄附金 <i>σ</i>)残余財産価額不算入に	関する明細書				
寄附した日	寄	附	先	寄附先との関係	寄 附 金 額				
113 113 0 12 11		1114	, 3	14/11/22 - 124/11	寄附金の使途	1			
						円			
Ⅱ 所得税額の控除に関する明細書									
	·					~ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

				Ⅱ 所待稅額0.	/控除に	対9 句明	神 音					
				収入金	額	①について課される			②の?	②のうち控除を受ける		
区		分		収 入 金	領	所	得 税	額	所	得	税	額
				1			2			-	3	
預貯金の利子 の 収 i	子及び合同 笠 の	司運用信託 分 配	2		田			F	円 			円
公 社 債	の利	子 等	3									
利益の配当の	当等を	除く。)	4									
投資信託信託の		デ定 目 的 の 分 配	5									
そ	Ø	他	6									
	計		7									
その他に係る控除を受ける所得税額の明細												
支払者の氏名 又 は 法 人 名	支払	払者の住所又は所在地			·受けた 月 日	収入金額	3 月	控除を受け 所 得 税	ける 額	参	考	
				年)	月 日	8		9				
					昭平・	•		円		円		
					昭.	•						

Ⅲ みなし配当金額の一部の控除に関する明細書

計

平 昭 平 昭 平

法人名	解散の年月日	みなし配当金額	(10)の25%相当額							
(五) 人 石	所 取 リ 十 月 日	10	11							
	昭・・	円	円							
	昭・・・									
計										

IV 防災建築街区造成組合が払い戻した土地等の残余財産価額不算入に関する明細書

(出資の払戻しとして土地等を 交付した出資者の名称	12				土地等の払戻しの時における価額	16	户
土地等の種類	13				「地位の山海とぶ込と叶の伊佐	1.7	
当該土地等の出資を受けた年月日	14	昭	•	•	土地等の出資を受けた時の価額	17	
出資の払戻しとして	15	昭	•	•	残余財産価額不算入額(16)-(17)	18	

別表二十一(四)の記載の仕方

1 寄附金の残余財産価額不算入に関する明細書

この明細書は、内国法人である普通法人又は協同組合等(以下「内国普通法人等」といいます。)が清算中にした寄附金のうち法第95条第1項ただし書(寄附金の残余財産価額への不算入)の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 所得税額の控除に関する明細書

- (1) この明細書は、内国普通法人等が清算中に収入した利子等について所得税を課された場合において、 法第100条第1項(解散の場合の清算所得に対する 法人税額からの所得税額の控除)の規定の適用を受けるときに記載します。
- (2) 「区分」の「公社債の利子等3」には、公債又は 社債の利子のほか、昭和42年7月1日以後に発行さ れた割引債(電信電話債券にあっては、昭和42年10 月1日以後に発行されたものに限ります。)に係る 償還差益(短期公債以外の公債又は社債に限りま す。)がある場合には、その償還差益を含めて記載 します。
- (3) 「区分」の「その他6」には、所得税法第174条第 3号から第10号までに規定する給付補てん金、利息、 利益、差益、利益の分配及び賞金の支払を受けた場 合並びに懸賞金の額、みなし配当等の額及び短期公 債に係る償還差益の額がある場合に、それらの金額 を記載します。
- (4) 「収入金額①」には、当期中に支払を受ける金額 (所得税込みの金額をいい、利子については、当期 末までにその利払期の到来しているものに限りま す。)を記載し、「①について課される所得税額②」 には、その金額について課される所得税の金額を記 載します。
- (5) 「②のうち控除を受ける所得税額③」は、次により記載します。
 - イ 「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配

- 2」及び「その他6」には、「①について課される所得税額②」の金額をそのまま記載します。
- 口 「公社債の利子等3」、「利益の配当及び剰余 金の分配(みなし配当等を除く。)4」及び「投 資信託及び特定目的信託の収益の分配5」には、 利子配当等の計算期間のうち元本を所有していた 期間(以下「元本の所有期間」といいます。)に 対応する部分の額を令第140条の2第2項による 場合又は令第140条の2第3項による場合のいず れかの方法により計算して記載します。
- (6) 「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」には、「区分」の「その他6」に記載した給付補てん金等について、その内訳を記載します。この場合、「控除を受ける所得税額9」には、その収入金額について源泉徴収された所得税の額を記載し、また、「参考」には、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配、みなし配当などの別、源泉徴収された所得税額を証明する書類の有無、その他控除税額の計算について参考となるような事項を記載します。なお、この欄に記載しきれないときは、その明細をこの内訳の様式により別紙に記載して添付してく

3 みなし配当金額の一部の控除に関する明細書

ださい。

この明細書は、内国普通法人等が清算中において、昭和42年改正前の法第101条第1項《解散の場合の清算所得に対する法人税額からのみなし配当金額の一部の控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

4 防災建築街区造成組合が払い戻した土地等の残余財 産価額不算入に関する明細書

この明細書は、防災建築街区造成組合が都市再開発 法附則第12条の規定による改正前の措置法第65条の11 第1項《防災建築街区造成組合等の課税の特例》の規 定の適用を受ける場合に記載します。